

令和6年4月1日

住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付

「子育て支援型共同住宅推進事業」の募集を開始します！

共同住宅（分譲マンション及び賃貸住宅）を対象に、事故防止や防犯対策などの子どもの安全・安心に資する住宅の新築・改修の取り組みや、子育て期の親同士の交流機会の創出に資する居住者間のつながりや交流を生み出す取り組みに対し、「子育て支援型共同住宅推進事業」において支援します。

本事業の令和6年度の募集を4月1日（月）より開始します。

1. 子育て支援型共同住宅推進事業の概要 詳細は別添をご覧ください。

補助対象は以下の2つの取り組みです。

(1) 子どもの安全確保に資する設備の設置に対する補助

転落防止の手すりや補助錠の設置、防犯性の高い窓や玄関ドアの設置など、住宅内での事故防止や不審者の侵入防止などを目的とした子どもの安全確保に資する設備の設置に対して支援します。

(2) 居住者等による交流を促す施設の設置に対する補助

多目的室（キッズルーム・集会室）の設置やプレイロット（遊具・水遊び場・砂場）の設置など、居住者間や地域との交流を促す施設の設置に対して支援します。

2. 応募締切り

令和7年2月28日（金）

（予算執行状況により応募期間を前倒して終了する場合があります。）

3. 応募方法

- ・事務局による事前審査を受けた上で、上記応募締切りまでに、事務局へ交付申請書をメールにて提出してください。
- ・応募要件等の詳細については、交付申請等要領をご覧ください。
- ・交付申請等要領・申請様式は、以下URLより入手してください。

【事務局】子育て支援型共同住宅サポートセンター

URL: <https://kosodate-sc.jp/>

4. 参考資料

別添) 子育て支援型共同住宅推進事業の概要

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付

TEL : 03-5253-8111

事業の要旨

共同住宅（分譲マンション及び賃貸住宅）を対象として、子供の安全・安心対策や子育て期の親同士の交流機会の創出に関する施設の設置を支援することで、子どもと親の双方にとって健やかに子育てできる環境の整備を進める。

事業の概要

○ 補助対象となる共同住宅

- ・ 賃貸住宅の新築・改修、分譲マンションの改修 ※複数棟の申請をする場合、棟単位で申請・対象条件等を満たす必要あり

○ 補助内容

- ① 「子どもの安全確保に資する設備の設置」に対する補助 : 新築の場合は事業費の1/10、改修の場合は補助対象事業費の1/3（上限100万/戸）
- ② 「居住者等による交流を促す施設の設置」に対する補助 : 新築の場合は事業費の1/10、改修の場合は補助対象事業費の1/3（上限500万）

子どもの安全確保に資する設備の設置

※新築は全項目実施必須／改修は「⑥転落防止の手すり等の設置」の事項の実施必須。

目的		取組事項（補助対象）
視点	配慮テーマ	
住宅内での事故防止	衝突による事故を防止する	① 造りつけ家具の出隅等の衝突事故防止工事（面取り加工）
		② ドアストッパー又はドアクローザーの設置
	転倒による事故を防止する	③ 転倒による事故防止工事（洗面・脱衣室の床はクッション床）
		④ 人感センサー付玄関照明設置 ⑤ 足元灯等の設置
	転落による事故を防止する	⑥ 転落防止の手すり等の設置
		⑦ ドアや扉へ指詰め防止工事
危険な場所への進入や閉じ込みを防止する	⑧ 子どもの進入や閉じ込み防止のための鍵の設置	
	⑨ チャイルドフェンス等の設置	
感電や火傷を防止する	⑩ シャッター付コンセント等の設置	
	⑪ 火傷防止用カバー付き水栓、サーモスタット式水栓等の設置	
	⑫ ファイロロックや立消え防止等の安全装置が付いた調理器の設置	
子どもの様子の見守り	子どもの様子を把握しやすい間取りとする	⑬ 対面形式のキッチンの設置
		⑭ 子供を見守れる間取りへの工事（キッチンに面したリビング）
不審者の侵入防止	不審者の侵入を防止する	⑮ 防犯性の高い玄関ドア等の設置
		⑯ 防犯フィルム、防犯ガラス、面格子等の設置
		⑰ 防犯カメラ設置
災害への備え	災害時の避難経路の安全を確保する	⑱ 家具の転倒防止措置のための下地処理工事
		⑲ 避難動線確保工事
防犯安心性の確保		⑳ 宅配ボックスの設置

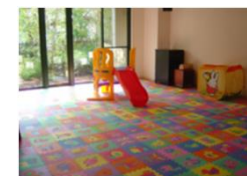
※ 宅配ボックスの設置は、子育て世帯が居住世帯の3割以上である共同住宅の改修に限る。
 ※ 宅配ボックスの設置に係る補助対象工事費は、事業費に子育て世帯の入居率に乗じた額とし、補助額は50万円/棟

補助対象のイメージ

- **子どもの安全確保に資する設備**
浴室扉への外鍵設置や窓からの転落防止



- **交流を促す施設**
交流場所として利用できる多目的室や、プレイロットを設置



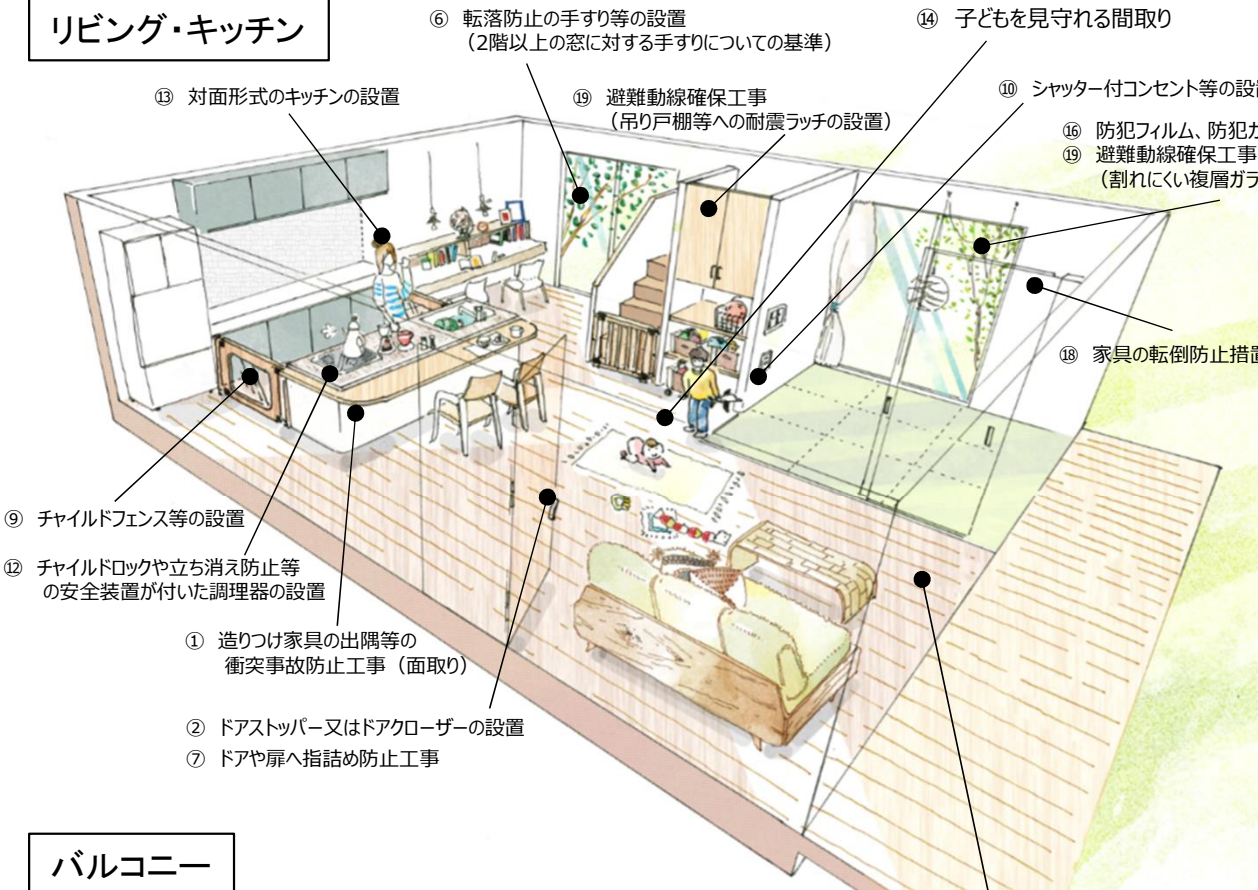
居住者等による交流を促す施設の設置

※以下のうち1項目以上を実施／新築は必須、改修は補助対象とする場合のみ

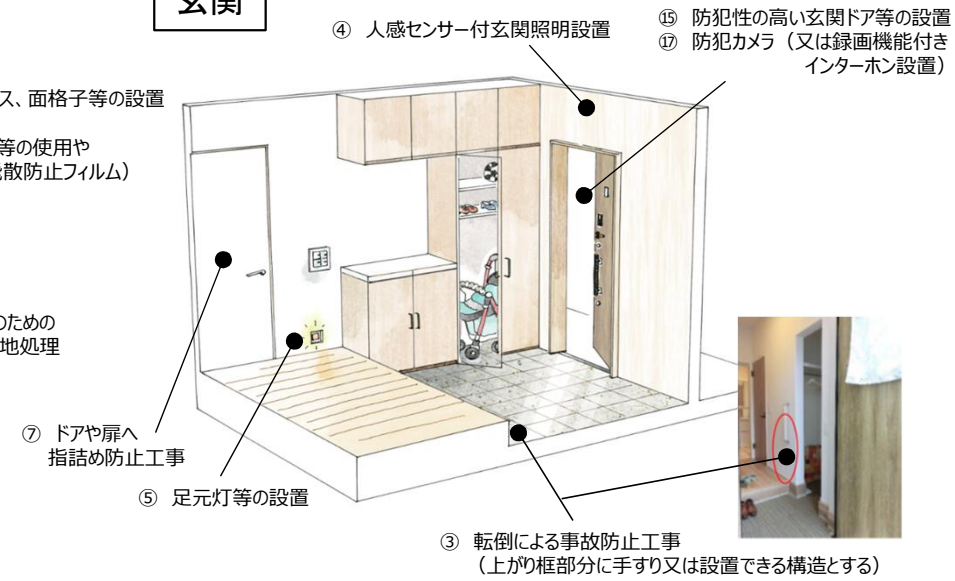
取組事項（補助対象）
⑲ 交流場所として利用できる多目的室 [キッズルーム・集会室] の設置
⑳ プレイロット [遊具・水遊び場・砂場] の設置
㉑ 家庭菜園の設置
㉒ 交流用ベンチの設置

「子どもの安全確保に資する設備の設置」整備イメージ

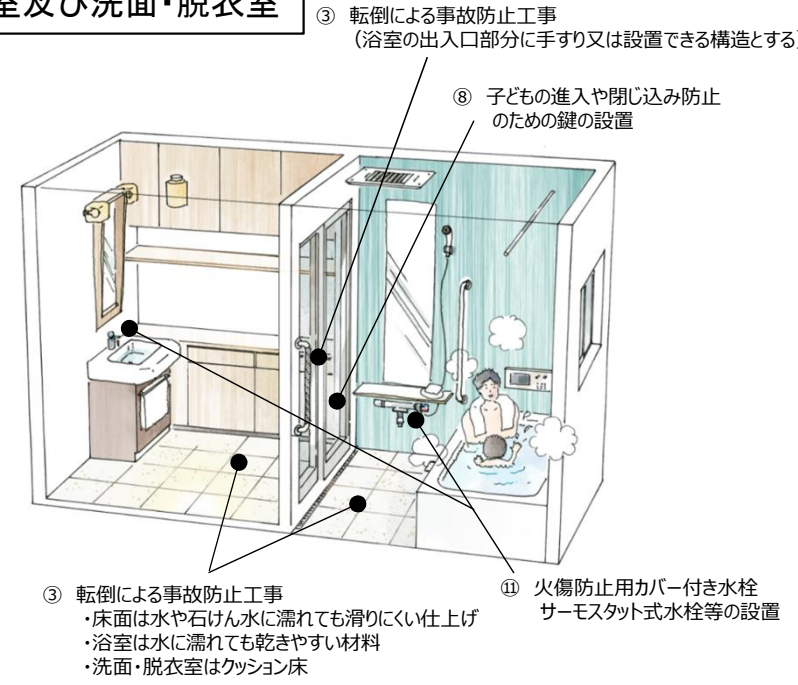
リビング・キッチン



玄関



浴室及び洗面・脱衣室



バルコニー

